

四日市市告示第54号

四日市市鳥獣被害自主防除活動事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年2月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市鳥獣被害自主防除活動事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市鳥獣被害自主防除活動事業交付金交付要綱（平成30年四日市市告示第409号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)